



日本相続学会 東海ブロック オープンセミナー

# 「6項評価による否認 と相続税対策」

最高裁は、令和4年4月19日に不動産の相続税評価額を巡り、財産評価基本通達総則6項の適用で路線価による通達評価を否認し独自の鑑定評価額で課税した国側を支持する判決を出しました。相続税対策を行った納税者が敗訴した理由は何か？この最高裁事案をみていながら、相続税の不動産評価における総則6項の適用基準やその意味について考察します。

とき 2025年 **8/20** (水) 18時～20時

ところ ウィンクあいち（名古屋駅前）1006号室

講師 **片 ユカ 先生**

税理士 片ユカ税理士事務所

都内税務署の資産税部門で調査、評価、審理を担当。京橋資産税（評価・審理）、茂原資産税（審理）、小石川個人課税（資産）、日本橋個人課税（資産）、日本橋資産税（調査）、麴町資産税（調査）、本郷資産税（調査）等を経て、平成29年7月退職。同年、遠藤 K、貴則法定臨床心理博士に師事、NLP取得。平成30年3月税理士登録。辻・本郷税理士法人の審理室に勤務。令和3年片ユカ税理士事務所開業。辻・本郷税理士法人顧問、一般社団法人相続調査研究会主任研究員、一般社団法人日本相続学会理事

講師



Yuka Kata

- ◆ 参加申込  
下記 URL または QR コードから  
<https://x.gd/Lp9AC>（申込期限：8/13）

- ◆ 聴講料  
会員 2,000 円 ビジター 3,000 円  
・リアル参加の方は当日会場にてお支払いください  
・オンライン（録画配信）参加の方は事前に送金ください。  
（送金期限 8/14）



- ◆ 送金先  
十六銀行 名古屋営業部 普通 1535489  
日本相続学会東海ブロック代表  
竹内裕詞（タケチユウジ）

- ◆ 録画配信聴講用 URL  
8/22 メールにて送付予定

- ◆ 懇親会  
セミナー終了後懇親会を予定しています  
（事前申込、参加費 5000 円程度）

- ◆ 問合せ：下記まで